2019 年 8 月の大雨により被災されたお客様に対する電気料金等の特別措置について

このたびの大雨により被災されたお客様に、心からお見舞い申しあげます。

当社は、このたびの九州地方における大雨の影響により、災害救助法が適用された地域において、電気料金等の特別措置の適用を行うことといたしました。

対象となる地域において、大雨により被災されたお客様からのお申し出に応じて適用させていただきます。お客様の状況に応じて、ご相談させて頂きますので、下記連絡先へご連絡ください。

1 適用対象

適用対象市町村で当社と電気のご契約をいただいているお客様

[適用対象市町村]

●災害救助法適用市町村

都道府県	市町村
佐賀県	全域(全 10 市 10 町)

●隣接する地域

都道府県	市町村
福岡県	福岡市、糸島市、那珂川市、筑紫野市、小郡市、久留米市、大川市、柳川市
長崎県	松浦市、佐世保市、大村市、諫早市、東彼杵郡波佐見町・東彼杵町・川棚町

2 特別措置の内容

ア 電気料金の支払期日の1ヶ月間延長

2019 年 5 月分、6 月分、7 月分および 8 月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ 1 ヶ月間延長いたします。

イ 不使用月の電気料金の免除

被災日から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を被災日が属する月分の次の月分から 6ヶ月間に限り、免除いたします。

ウ 工事費負担金等の免除

被災されたお客様が被災前と同じ契約内容で 2020 年 2 月末日までに電気の使用を申し込まれた 場合の工事費負担金は申し受けません。

被災されたお客様が引込線、計量器等の取付位置の変更を 2020 年 2 月末日までに申し込まれた 場合は、諸工料を申し受けません。

エ 臨時工事費の免除

被災されたお客様が臨時電灯または臨時電力の使用を2020年2月末日までに申し込まれた場合は、臨時工事費を申し受けません。

オ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害のため一時使用不能となった電気設備について、2020年2月末日までの間は、復旧するまで その使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

■お問合せ先

出光昭和シェル「電気お客様センター」

②0570-03-6789(ナビダイヤル)

※IP 電話などナビダイヤルをご利用になれない場合

②03-6627-1820

【受付時間】9:00-17:30(12月30日~1月4日を除く)